

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会  
第9回 協議会 議事概要

開催日時：令和3年6月30日(水)9:30~11:00

開催場所：Web会議

【出席者】

＜木津川上流部大規模・土砂災害に関する減災協議会 構成員＞

津市 津市長（代理出席：危機管理部防災室室長）  
名張市 名張市長  
伊賀市 伊賀市長  
笠置町 笠置町長  
南山城村 南山城村長  
宇陀市 宇陀市長  
山添村 山添村長  
曾爾村 曾爾村長（代理出席：副村長）  
御杖村 御杖村長（代理出席：総務課長）  
三重県 水災害対策監（代理出席：河川課 主査）  
伊賀建設事務所長  
伊賀地域防災総合事務所長  
津建設事務所長  
津地域防災総合事務所長  
京都府 山城南土木事務所長  
奈良県 県土マネジメント部（代理出席：河川整備課 課長補佐）  
宇陀土木事務所長  
木津川ダム総合管理所長  
津地方気象台長  
奈良地方気象台長  
木津川上流河川事務所長  
紀伊山系砂防事務所長  
淀川ダム統合管理事務所長  
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長  
近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部施設部長  
伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長  
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局長

## 1. 開会

- ・伊賀市長より挨拶
  - 平成 28 年から令和 3 年までの 5 年間で 8 回の協議会を開催し、大規模水害や土砂災害に備えた減災に対応するため、木津川上流部の取組として協議を行ってきた。
  - 河道掘削・樹木の伐採・護岸整備等の河川改修、川上ダム試験湛水に向けての進捗など、洪水を河川内で安全に流す対策とともに、減災で重要なのは自助・共助・公助の円滑な連携である。日頃から災害に備える事前対策を行っていくことが特に重要なことであり、昨年度は新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難の啓発を行った。
  - 今回の協議会では、内閣府防災担当の風水害対策調整官をゲストに迎え、改正災対法に関する情報提供・意見交換をいただくこととなっている。
  - 災対法の改正では、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、「避難指示の一本化」等の見直しが行われている。こうした法改正の内容等を改めてご確認いただきたいと考えている。
  - 今回の協議会では、改正災対法や、令和 2 年度におけるハード対策、ソフト対策の情報交換等を行う予定である。本日の協議会も、活発な議論を交わされ、各機関の防災力の強化のヒントになることを期待している。

## 2. 情報共有・意見交換

### (1) 令和 3 年度以降の新たな取組方針について

- ・災害対策基本法の改正と新たな避難情報について、内閣府風水害対策調整官より説明を行った。説明内容について出された意見は以下のとおりである。
  - 避難警戒レベルに基づく避難のタイミングについての「レベル 4 までに」という表現がわかりにくいので、わかり易い表現を工夫した方が良い。
  - 「レベル 4」のタイミングで、避難指示を出さなかった場合は法律的に違法にならないか。
    - ⇒ 地域的な判断も含めた発令となるので、法律的には「避難指示を出さなければならぬ」ということではなく、違法にはならない。
- ・令和 2 年度 of 取組内容について、各市町村（名張市、伊賀市、笠置町、南山城村、宇陀市、山添村）より取組事例の紹介を行った。説明内容について、各構成機関から質問や意見はなかった。
- ・5 年間の取組総括と取組方針の更新について、事務局より説明を行った。説明内容について、各構成機関から質問や意見はなかった。
- ・出水期を迎えるにあたっての連絡事項について、事務局、紀伊山系砂防事務所、森林整備センター、津地方气象台より説明を行った。説明内容について、出された意見は以下のとおりである。
  - 線状降水帯の発生予測が難しいと思うが、正式な発表でなくてもホットライン等を通しての情報提供はできないか。
    - ⇒ 線状降水帯の発生予測は非常に難しいのが現状である。現在、こうした予測技術に取り組んでいる最中であり、今しばらく時間をいただきたい。

- 森林整備センターから出された資料の中の、水源林造成事業地の位置図に伊賀地域の一部が白地図に近い状態になっていることについて確認したい。
  - ⇒ 状況について確認をとった上で、必要に応じて修正する。
- 天気予報における伊賀市の区分（三重県北中部）について、山地を挟んだ地形等を踏まえ見直しを検討いただきたい。
  - ⇒ 天気予報は防災と無関係の情報ではありませんが、气象台では、天気傾向を示す一般天気予報と、防災を目的とした市町単位の注意報、警報などを、（役割を分けて）発表しています。

## (2) 今後のスケジュール

- ・ 今後の予定等について、事務局より説明を行った。

## (3) 閉会

- ・ 木津川上流河川事務所長より挨拶
  - 災害対策基本法の改正で、国土交通省においては流域治水関連法案改正の制定に向けて進めているところである。今後、別の機会で説明させていただきたいと考えている。
  - 流域治水、協議会の取組方針に基づく対策のウェイトがより高くなっていることが非常に感じられ、今後、協議会の取組に関して、こうした法を活かしながら進めていきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。
  - 11月の協議会に向けて、流域治水の対策と国土強靱化のための5か年加速化計画を取り入れながら、今後5年間の取組方針と対策をまとめていきたい。
  - コロナ対策を踏まえながら、流域全体で出水期を乗り越えられるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

以 上